



豊監公表第17号

令和元年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年（2020年）11月30日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	酒 井 哲 也
同	藤 田 浩 史

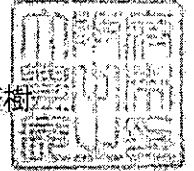


豊福共第1347号

令和2年(2020年)11月12日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内繁樹



地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和2年1月31日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
福祉部 地域共生課	<p>【委託契約における暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取について】</p> <p>1 契約金額が500万円以上の委託契約において、「成年後見サポートセンター運營業務委託契約」他3件について、暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取がされていなかった。</p>	<p>指摘案件について、速やかに暴力団排除条例に基づく誓約書を受託者から徴取した。併せて、課内にて指摘内容を共有するとともに、契約書の点検を行い、不備のないことを確認した。</p>
	<p>【火葬場駐車場の行政財産使用許可について(火葬場)】</p> <p>豊中市立火葬場敷地内において、火葬業務委託契約受注者の従事者通勤車両が市の承諾なく駐車されていた。なお、同火葬場は「豊中市公共施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱」の適用外であることから、承諾に当たっては同要綱との整合性を考慮して対応された。</p>	<p>業務委託の当該受注者に確認したところ、今後、通勤車両を利用しない旨、回答を得た。</p>